

○西条市陸上競技場設置及び管理条例施行規則

平成18年3月28日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、西条市陸上競技場設置及び管理条例（平成16年西条市条例第102号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第5条第1項本文の規定により競技場の使用の許可を受けようとする者は、ひうち陸上競技場使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、管理上必要な条件を付して、ひうち陸上競技場使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 前項の許可書の交付を受けた者（条例第5条第1項ただし書に規定する許可を受けた者を含む。以下「使用者」という。）は、競技場を使用する際には当該許可書（条例第5条第1項ただし書に規定する許可を受けた者にあつては別に定める書類）を携帯し、職員の求めがあつたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 条例第6条第2項の規定による使用料の減免基準は、次のとおりとする。ただし、条例別表第3及び別表第5の適用を受けるものについては、減免はしないものとする。

- (1) 西条市がアマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収しないとき 全額
- (2) 西条市が他の団体と共催してアマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収しないとき 半額
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、ひうち陸上競技場使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第7条ただし書の規定による使用料の還付の区分は、次のとおりとする。

(1) 条例第7条第1号に該当したとき 全額

(2) 条例第7条第2号又は第3号に該当したとき 5割以内

2 前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、ひうち陸上競技場使用料還付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第6条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 建物、附属施設、備品等を損傷しないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

(3) 競技場で物品の販売等をしないこと。ただし、別に許可を受けた場合は、この限りでない。

(4) 入場人員は、職員が指示する人員を超えないようにすること。

(5) その他職員の指示に従うこと。

（入場者の遵守事項）

第7条 入場者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

(2) 他人の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(4) その他職員の指示に従うこと。

（職員の立入り）

第8条 職員は、競技場の管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に立ち入ることができる。

（原状回復後の点検）

第9条 使用者は、条例第13条第1項の規定により原状に回復したときは、職員の点検を受けなければならない。

（物品販売）

第10条 条例第4条第2項の規定により物品販売の許可を受けようとする者は、ひうち陸上競技場物品販売許可申請書（様式第5号）を提出し、市長の許可を受けなければならない。

第11条 競技場において、次に掲げる物品は、販売してはならない。

(1) 他人に危害を及ぼすおそれのある物品

(2) 前号に掲げる物のほか、市長において不相当と認める物品

(読替規定)

第12条 条例第10条第1項の規定により競技場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条、第4条第2項及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と、第6条、第7条、第8条（見出しを含む。）及び第9条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、第2条中「様式第1号」とあり、第3条中「様式第2号」とあり、第4条中「様式第3号」とあり、第5条中「様式第4号」とあり、及び第10条中「様式第5号」とあるのは「指定管理者が定めるもの」と読み替えるものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に廃止前の西条市陸上競技場設置及び管理条例施行規則（平成16年西条市教育委員会規則第38号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

ひうち陸上競技場使用許可申請書

年 月 日

西 条 市 長 殿

下記のとおり西条ひうち陸上競技場を使用したいので、西条市陸上競技場設置及び管理条例施行規則第2条の規定により申請します。

申 請 者	住所	-----
	氏名(団体名)	-----
	使用責任者	-----
	連絡先(電話)	-----

使 用 日	年 月 日～ 年 月 日(日間)							
使 用 目 的 (行 事 名)							使用予定人員	人
共 催 団 体 住 所 団 体 名 ・ 代 表 者								
後 援 団 体 住 所 団 体 名 ・ 代 表 者								
使 用 区 分	アマチュアスポーツ アマチュアスポーツ以外					入場料徴収の有無 無 ・ 有 (@ 円)		
月/日	使用施設	使用区分	使用時間	超過時間	使用料金	超過料金	料率	合計使用料金
/		休・平	～	～				
/		休・平	～	～				
/		休・平	～	～				
/		休・平	～	～				
/		休・平	～	～				
					競 技 場 使 用 料 小 計			
設 備 ・ 備 品 使 用 料	月/日	設 備 ・ 備 品 名						合計使用料金
	/	写真判定装置	放送設備	冷・暖房(時間)				
		写真判定装置	放送設備	冷・暖房(時間)				
		写真判定装置	放送設備	冷・暖房(時間)				
		写真判定装置	放送設備	冷・暖房(時間)				
					設 備 ・ 備 品 使 用 料 小 計			
					使 用 料 合 計			
					減 免 額			
					納 入 額			
備 考					課 長	係 長	係	納付書no.
								扱 者

※太枠欄のみ記入してください。

使用区分及び設備・備品名欄は、該当するものに○印を付けるか、記入してください。

様式第2号(第3条関係)

ひうち陸上競技場使用許可書

年 月 日

申請者		住所..... 氏名(団体名)..... 使用責任者.....殿 連絡先(電話).....		
使用日	年 月 日～ 年 月 日(日間)			
使用目的 (行事名)			使用予定人員 人	
共催団体住所 団体名・代表者				
後援団体住所 団体名・代表者				
使用区分	アマチュアスポーツ アマチュアスポーツ以外	入場料徴収の有無 無・有(@ 円)		
月/日	使用施設	使用区分	使用時間 超過時間 使用料金 超過料金 料率 合計使用料金	
/		休・平	～ ～	
/		休・平	～ ～	
/		休・平	～ ～	
/		休・平	～ ～	
/		休・平	～ ～	
			競技場使用料小計	
設備・備品使用料	月/日	設備・備品名		合計使用料金
	/	写真判定装置	放送設備 冷・暖房(時間)	
	/	写真判定装置	放送設備 冷・暖房(時間)	
	/	写真判定装置	放送設備 冷・暖房(時間)	
	/	写真判定装置	放送設備 冷・暖房(時間)	
上記のとおり、西条ひうち陸上競技場の使用を許可する。 年 月 日 西条市長 印			設備・備品使用料小計	
			使用料合計	
			減免額	
			納入額	
備考				納付書no.

様式第3号(第4条関係)

ひうち陸上競技場使用料減免申請書

年 月 日

西条市長殿

申請者 住 所
氏 名
電 話
職 業



西条市陸上競技場設置及び管理条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり陸上競技場使用料の減免を受けたいので申請します。

許可を受けた年月日及び 許 可 番 号	年 月 日
	第 号
許 可 内 容	
減免(免除)を受ける理由 及 び 金 額	
	円
そ の 他 必 要 な 事 項	
備考	

様式第4号(第5条関係)

ひうち陸上競技場使用料還付申請書

年 月 日

西条市長殿

申請者 住所
氏名
電話
職業



西条市陸上競技場設置及び管理条例施行規則第5条第2項の規定により、下記のとおり陸上競技場使用料の還付を受けたいので申請します。

許可を受けた年月日及び 許可番号	年 月 日
	第 号
許 可 内 容	
減免(免除)を受ける理由 及び金額	
	円
その 他 必 要 な 事 項	
備考	

様式第5号(第10条関係)

ひうち陸上競技場物品販売許可申請書

年 月 日

西条市長殿

申請者 住所

氏名



TEL

—

職業

西条市陸上競技場設置及び管理条例施行規則第10条の規定により、下記のとおり陸上競技場で物品販売の許可を受けたいので申請します。

販売する物品名	
販売日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
その他必要な事項	
備考	

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 1 0 条関係)